

見える！わかる！下水道工事コンクール実施要領

平成22年3月24日

21下総広第860号

部長名

(目的)

第1条 この要領は、東京都下水道局（以下「局」という。）が施行する工事において、工事情報の提供、地域への配慮及び作業環境の快適化で創意工夫を凝らした優れた取組を行った請負者を「見える！わかる！下水道工事コンクール」（以下「コンクール」という。）で表彰することにより、すべての請負者の意欲的な活動を喚起するとともに、工事の円滑な遂行及びお客さまとのパートナーシップの充実に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 コンクールの対象工事（以下「対象工事」という。）は、局が起工した工事のうち、表彰する前年の4月1日から表彰する年の3月31日までの間に完了又は施工中のものとする。

(部門)

第3条 コンクールは、次に掲げる区分により行う。

- (1) 下水道管きょ部門
 - ア 建設工事の部
 - イ 改良工事の部
 - ウ 補修工事の部
- (2) 水再生センター・ポンプ所部門
 - ア 建設工事の部
 - イ 改良・補修工事の部（施設管理部所管工事を含む。）

(審査項目)

第4条 前条で定める部の審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 下水道管きょ部門
 - ア 建設工事の部
 - (ア) 工事情報の提供（広報板、配布物及び掲示物など）
 - (イ) 地域への配慮（地元住民への配慮、周辺環境への配慮）
 - (ウ) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）
 - イ 改良工事の部
 - (ア) 工事情報の提供（広報板、配布物及び掲示物など）
 - (イ) 地域への配慮（地元住民への配慮、周辺環境への配慮）
 - (ウ) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）
 - ウ 補修工事の部
 - (ア) 工事情報の提供（配布物及び掲示物など）
 - (イ) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）
- (2) 水再生センター・ポンプ所部門
 - ア 建設工事の部
 - (ア) 工事情報の提供（施設内連絡調整用の資料及び掲示物、関係者への広報など）
 - (イ) 地域への配慮（地元住民への配慮、周辺環境への配慮）
 - (ウ) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）
 - イ 改良・補修工事の部
 - (ア) 工事情報の提供（施設内連絡調整用の資料及び掲示物、関係者への広報など）
 - (イ) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）

(募集)

第5条 コンクールの募集は、年1回とする。

- 2 対象工事の請負者は、別に定める様式により応募するものとする。
- 3 過去にコンクールの表彰を受けたことがある工事は、応募することができない。

(審査会の設置)

- 第6条 応募のあった対象工事を所管する施設管理部、流域下水道本部技術部、下水道事務所、森ヶ崎水再生センター及び基幹施設再構築事務所の長(以下「工事所管事務所長」という。)は、優れた取組を行った工事(以下「推薦工事」という。)を選定するため、第一次審査会を設置する。
- 2 施設管理部長及び建設部長は、次の表に掲げる区分に応じ、推薦工事(流域下水道本部技術部長の所管に属する工事を除く。)に順位を付すため、それぞれ第二次審査会を設置する。

第3条(1)ウ及び(2)イの部の推薦工事	施設管理部長
第3条(1)ア及びイ並びに(2)アの部の推薦工事	建設部長

- 3 流域下水道本部技術部長(以下「技術部長」という。)は、第一次審査の結果に基づき、その所管に属する推薦工事に順位を付すものとする。

(賞の決定)

- 第7条 総務部長は、第二次審査会及び技術部長からの報告に基づき、施設管理部長、建設部長及び技術部長と協議を経て、第3条に定める部ごとに次に掲げる賞を決定する。
- 最優秀賞
優秀賞

(ほう賞)

- 第8条 前条の決定を経た後、前条の賞を受賞した工事の請負者(共同企業体である場合は、その構成員)に対し、局長からほう賞を行うものとする。
- 2 前項のほう賞は、表彰状を授与して行う。
- 3 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。
- 4 第1項から前項までの規定によるほう賞に関する事務は、総務部広報サービス課において処理する。
- 5 前条の決定を経た後、前条の賞を受賞した工事以外の推薦工事について、その請負者(共同企業体である場合は、その構成員)に対し、当該工事に係る工事所管事務所長からほう賞を行うものとする。
- 6 前項のほう賞は、表彰状を授与して行う。

(欠格条項)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を受けることができない。
- (1) 表彰する前年の4月1日から表彰日の前日までに、建設業法に基づく行政処分、東京都下水道局競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく入札参加禁止のいずれかの処分を受けたとき
- (2) 表彰する前年の4月1日から表彰日の前日までに、下水道工事のイメージを毀損するような事故又は法令違反行為があったとき

(公表)

- 第10条 表彰の結果は、局内外の広報媒体を通じて公表する。

(連絡会の設置)

- 第11条 コンクールを効果的に運営し、工事現場における優れた取組事例の情報共有を図るため、局内の次に掲げる課で構成した連絡会を設置する。
- 総務部広報サービス課
施設管理部管路管理課
施設管理部施設保全課
建設部工務課
流域下水道本部技術部工事課

(委 任)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、総務部広報サービス課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月24日から施行する。

附 則 (平成23年2月16日)

この要領は、平成23年2月17日から施行する。